平成２４年（フ）第６２５号
北海道千歳市豊里１丁目４―10　セリーヌⅢ304号室、住民票上の住所札幌市豊平区月寒東５条18丁目11番15号
債務者　橋野　　洋
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６５６号
札幌市厚別区青葉町１丁目１番１―604号
債務者　本間りつ子
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６６２号
札幌市西区琴似２条３丁目２番27―203号
債務者　井上　洋子
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４０号
北海道白老郡白老町緑丘１丁目16番22号、前住所北海道空知郡南富良野町字落合162番地４
債務者　千葉　　努
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第４１号
北海道白老郡白老町緑丘１丁目16番22号、前住所北海道空知郡南富良野町字落合162番地４
債務者　千葉　慶子
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第４６号
北海道登別市桜木町５丁目12番地119
債務者　松浦　哲子
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第４８号
北海道登別市富士町２丁目９番地
債務者　山田ゆきえ
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第１８号
山形県酒田市こあら１丁目６番地の36　ロイヤルヒルズ１Ｂ号室、前住所山形県酒田市北俣字上中村32番地
債務者　中村　　篤
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで　山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第８９号
群馬県佐波郡玉村町大字下之宮162番地17
債務者　篠部千恵美
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第６７号
群馬県藤岡市上日野2594　日本ダルクアウェイクニングハウス施設内、住民票上の住所神奈川県横須賀市根岸町５丁目13番14号
債務者　日隈健太郎
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第９０号
埼玉県熊谷市久保島696番地24
債務者　岩﨑　謙一
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第４９号
神奈川県厚木市三田763番地10
債務者　臼井八千代
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第８３号
神奈川県平塚市須賀2666番地の14
債務者　古谷　久子（旧姓柳川）
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第９９号
神奈川県平塚市南原１丁目18番25―205号　アルカーザ笹尾
債務者　高橋千恵子
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１２５号
神奈川県厚木市東町１―20、住民票上の住所神奈川県厚木市愛名131番地９
債務者　山口　　勉
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５４号
新潟市東区石山２丁目４番19号　ツインハウスＢ203
債務者　細野　智子
1　決定年月日時　平成24年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで　新潟地方裁判所民事部